

れいわ ねんど ねんど
令和7年度(2025年度)

はったつしょう じこべつりょういくじぎょう
発達障がい児個別療育事業

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

じどうしめい さま
(児童氏名 様)

発達障がい児個別療育事業～HANA～
～あなたの花を咲かせよう～



かどましりつ はったつしえん
門真市立こども発達支援センター

ちいきしえん
地域支援グループ

おおさかふかどましおおあざきたじま ばんち
〒571-0025 大阪府門真市大字北島546番地

TEL : (072) 800-7701

FAX : (072) 800-7300

れいわ ねん がつかいていばん
令和7年4月改訂版

もくじ 目次

1 サービスを提供する事業者の概要	1
2 事業所の概要	1
3 施設の概要	2
4 事業実施対象地域	2
5 施設の運営方針	2
6 職員の配置	3
7 職員の勤務時間	4
8 サービスの営業及び提供時間	4
9 支援サービス	5
10 申込み(利用)手続き	5
11 利用料(各種加算)	5
12 利用料(各種加算)・諸費用の支払い方法	6
13 苦情等申立先	7
14 緊急時の対応	7
15 損害賠償保険への加入	7
16 非常災害時の対策	8
17 事業所を利用する際の留意事項	8
18 個人情報の取扱い	8
19 虐待防止及び身体拘束等について	9
20 協力医療機関	10
21 提供するサービスの第三者評価の実施	10

重要事項説明確認書

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの発達障がい児個別療育事業の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づく、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上やご利用に際して注意していただきたいことを説明するものです。

当サービスの利用は、通所給付費の支給決定を受けた方で、当施設のサービス内容に同意いただいた方が対象となります。

I サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市立こども発達支援センター共同事業体 代表法人 社会福祉法人 普栄福祉会 社会福祉法人 治栄会 社会福祉法人 愛光会
所在地(代表法人)	大阪府門真市北島町14番20号
電話番号(代表法人)	072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

2 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援センター		
利用定員	18人		
事業の目的	発達障がいの児童のコミュニケーションの弱さを改善し集団行動等の社会適応能力の向上を支援します。 保護者が子育ての悩みに対して、主体的に解決の方向に向かえるよう支援します。		
事業の名称	門真市立こども発達支援センター	FAX番号	072-800-7300
事業所の所在地	大阪府門真市大字北島546番地	電話番号	072-800-7701
管理者氏名	センター長 倉澤 裕基	指定管理開始年月日	令和6年4月1日
開設年月日	平成26年4月1日	問い合わせ	ねん がつ にち

3 施設の概要

(1) 施設（門真市民プラザ内）

たてもの 建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建(内1階から3階までがセンター)
	のべゆかめんせき 延床面積	2,920.66m ²

(2) 主な設備

1階：種類	室数
エントランス	1
ホール	1
事務室	1
保育室(トイレ付)	5
脱衣室	1
シャワールーム	1
静養室	1
相談室	4
集会室	1
調理室	1

2階：種類	室数
ホール	1
音楽療法室	1
保護者控室	1
会議室	1
保育室(トイレ付)	4
サンルーム	1
スヌーズレン	1
プレイルーム	1
訓練室	1
ST室/OT室	各1
フリールーム	1
事務室	1
休憩室他	2

3階：種類	室数
待合室	1
事務室	1
感覚統合室	1
個別面接室	1
個別療育室	3
検査室/観察室等	各1
リラックスルーム	1

- 1~3階：多目的トイレ
- 2・3階：避難用滑り台
- AED：1台配備

4 事業実施対象地域

原則として門真市全域

5 施設の運営方針

○ 「気になる段階」からの早期支援

こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

そのことから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」から支援に努めてまいります。

○ 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすことができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋

げていきます。

○ こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を發揮し、主体的に社会生活を営めるよう、子どもの「自ら伸びる力」と保護者の「子どもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域の理解を高めるための活動に努めています。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、子どものライフステージ全般を見通した総合的な支援につなげていきたいと考えます。

○ これまでの慣習にとらわれず一歩前進(イノベーション)

こどもや家庭を取り巻く環境は日々変化しています。その中で、より良い支援を提供するためには、これまでの慣習や枠組みにとらわれず、新たな視点や方法を積極的に取り入れる柔軟さが必要です。

私たち、柔軟で創造的なアプローチを追求し、子どもが可能性を最大限に發揮できる未来を目指して、一歩前進することに努めてまいります。

6 職員の配置

令和7年4月1日予定

職種	員数	区分				配置基準・要件等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者(センター長)	1		1			原則、専ら当該事業所の管理業務に専従	
児童発達支援管理責任者	1		1			—	
児童指導員 又は保育士	7	1	6				
作業療法士	2			2			
言語聴覚士	2		2				
事務員	1		1				

7 職員の勤務時間

おも きんむじかん
主な勤務時間……… ① 午前8時～午後5時 ② 午前8時15分～午後5時15分
③ 午前8時30分～午後5時30分
ねんまつねんし しゅくじつ どにち のぞ げつようび きんようび
(年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)
※ 業務委託職員(作業療法士)は、平日の決められた日の6時間

8 サービスの営業及び提供時間

- * 期間は、障がい児支援利用計画により、回数を定めます。概ね週1回ペースで療育を受けていただきます。1回あたりの療育時間は、〈個別〉・〈グループ〉とともに60分間となります。
- * 1日の時間枠は、次のとおりが基本となります。曜日や時間については、ご相談の上、決定します。
- * 後期より、お子さんの様子や課題によって小集団のグループ療育に変更する場合があります。その際には、曜日や時間が変更となる場合があります。ご協力ををお願いします。)

じかんわく
<時間枠>

1 枠	10:00 ~ 11:00
2 枠	13:45 ~ 14:45
3 枠	14:15 ~ 15:15
4 枠	16:00 ~ 17:00

○ HANA の拡充:令和7年度より

[対象年齢] 3歳～5歳 ► 2歳～5歳
[利用枠] 12枠 ► 19枠 / 月曜日も開所予定
[開始時期] 6月 ► 4月

* 台風などで警報が出た場合等は、個別療育事業(HANA)を中止することがあります。

- 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
➤ 台風以外でも気象状況等により休園する必要があると判断した場合

9 支援サービス

○ 施設給付対象サービス

支援内容	内容
しょんないよう 支援内容	<ul style="list-style-type: none"> • 運動を通して自分の体を知っていくプログラムを導入します。 • 社会生活のスキルを学べるプログラムを導入し、将来社会的に自立していくことができるることを目指して療育します。 • 心身の発達に応じて個別あるいは集団での療育します。
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> • 当事業所は、お子さんやご家族様からのいかなる相談についても、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います

10 申込み(利用)手続き

りょうけいやくしょ もと けいやく もうしこ さい からなら つうしょじゅきゅうしやしょう いんかん とう
利用契約書に基づき、契約します。申込みの際には、必ず「通所受給者証」「印鑑」等を
ようい
ご用意ください。

11 利用料(各種加算)

- 利用料 ご利用者様の負担については、受給者証の利用者負担割合に基づいてご負担いただきます。ただし、受給者証に記載された負担上限月額の範囲内になります。また、個別免除が適応される場合には免除後の金額となります。

くに みなお りょうりょうどう へんこう ばあい
なお、国の見直しなどにより、利用料等を変更する場合があります。

- ※ サービスの利用者負担は、児童福祉法で定められている給付費の1割になります。
- ※ 負担上限月額は、ご利用者様により異なりますので、受給者証をご確認ください。
- ※ 3歳児から5歳児の利用料は、免除となります。(利用料に入らない食事代等の負担は、あります。)

- 各種加算 次の支援を行った場合

じぎょうしょないそだんしえんかさん かていれんけいかさん けっせきじたいおうかさん かんけいきかんれんけい
「事業所内相談支援加算」「家庭連携加算」「欠席時対応加算」「関係機関連携
かさん ほいく きょういくとういこうしえんかさん りょうりょう かさん かさん
加算」「保育・教育等移行支援加算」などを利用料に加算いたします。なお、加算した場合でも負担上限月額は変わりません。

- ※ 基本算定単価 + 加算(ご利用者様に提供するサービス)

【各種加算の内容】

- ◆ 事業所内相談支援加算……30分以上の個別相談・懇談等支援を行った場合
- ◆ 家庭連携加算……家庭訪問、並行通園の訪問等を通じて、相談等を

行った場合

- ◇ 欠席時対応加算…………… 急病等により利用を中止した際に連絡調整や
相談援助を行った場合
- ◇ 関係機関連携加算…………… 関係機関と連携し、総合的な支援を行った場合
- ◇ 保育・教育等移行支援加算…退園後、居宅等を訪問して相談支援を行った場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額(基本算定額)
1 生活保護	生活保護受給世帯	0円
2 低所得	市民税非課税世帯	0円
3 一般	市民税 所得割28万円未満の世帯	4,600円
4 一般	市民税 所得割28万円以上の世帯	37,200円

<児童発達支援(就学前)>

サービスの利用は、通常全額の9割が公費負担となりますので、利用者負担は1割ですが、
3歳児から5歳児については国が無償化を実施しているため、発生しません。

<放課後等デイサービス(学童児)>

授業の終了後に実施

12 利用料(各種加算)・諸費用の支払い方法

(1) 「障害児施設(通所)実績記録票」と「施設利用等請求書」について

- 当事業所を利用された日は、「障害児施設(通所)実績記録票」に記載された内容(日時、時間等)をご確認いただき、押印又はサインをしてください。
- 「施設利用等請求書」は、毎月中旬(10日頃)までに用意します。

(2) 利用料、諸費用は、一箇月ごとに計算してご請求します。

① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法

- 当事業所では、預金口座からの口座振替(自動引き落とし)を行っています。ご負担軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の考え方から、この方式によるお支払いをお願いしております。ご理解ご協力をお願いします。

ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行

口座振替日:当月分を翌月20日に自動引き落とし

引き落とし手数料:無料(当事業所負担)

※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。

② ご利用者様が直接振り込む方法

○ 上記の口座振替(自動引き落とし)ができない場合は、ご利用者様が直接振り込んでいただることになります。ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

振込先:三井住友銀行 門真支店 普通 4167911

振り込み期限:当月分を翌月20日までにお振込みをお願いします

振り込み手数料:ご利用者様負担

※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。

(3) 滞納について

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の終了や、翌年度の契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

13 苦情等申立先

<p>当事業所 責任者:センター長 担当者:センター次長 地域支援グループ長</p> <p>門真市こども部こども政策課 住所:大阪府門真市中町1-1</p>	<p>倉澤 裕基 田宮 雄介 中本 卓宏</p> <p>受付時間:平日午前9時~午後5時 ※土・日・祝日、休園日を除く 電話番号:072-883-1680</p>
<p>大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 住所:大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階</p>	<p>受付時間:平日午前9時~午後5時30分 ※土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く (06)6902-1231 代表</p>
	<p>受付時間:午前10時~午後4時 ※土・日・祝日、年末年始を除く 電話番号:06-6191-3130 FAX番号:06-6191-5660 メールフォーム:大阪府社会福祉協議会</p>

14 緊急時の対応

- お子さんの病状急変等の緊急時には、速やかに保護者さまや医療機関に連絡を行い、
対応していきます。

15 損害賠償保険への加入

- 当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋

えいふくしかい しゃかいふくしほうじんぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい しゃかいふくししせつそうごうそんがいほしょう そんがい
栄福祉会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「せつの損害
 ばいしょう かにゅう
賠償」に加入しています。

16 非常災害時の対策

- つき いちど かさい じしん そうてい ひなんくんれん じっし
月に一度、火災や地震を想定して避難訓練を実施します。
- ぼうかかんりしゃ かどまし民 ちょう とうじぎょうしょ かどまし民 いちぶ
**防火管理者 門真市民プラザ長（当事業所は、門真市民プラザの一部になりますので、門真
 しみん いいたいてき とどけで
 市民プラザで一体的に届出ています。）**

ぼうかせつび 防火設備	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機 ぼうかとびら	あり	ゆうどうとう ・誘導灯	あり
	・防火扉	あり	も ほうちき ・カス漏れ報知器	あり
	ひじょうつうほううち ・非常通報装置	あり	・スプリンクラー	なし
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	なし	せつび 設備	
※ カーテンは防火性のあるものを使用します。				

17 事業所を利用する際の留意事項

(1) 事業所内の設備・器具の利用

- じぎょうしょない せつび きぐ りょう
**事業所内の設備・器具は、本来の使い方に添ってご利用願います。しかし、故意又は
 じゅうだい かしつ めっつ はそん おそん へんこう ぱあい じこ ひよう
 重大な過失により、滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により
 げんじょう もど また そうとう だいか しら
 現状に戻すか、又は相当の代価を支払っていただくことがあります。**

(2) 宗教活動・政治活動・営利活動

- こ ほごしゃ しそう しんきょう じゅう た りょうしゃさま たい しゅうきょう
**お子さんや保護者さまの思想・信教は自由ですが、他のご利用者様に対する宗教
 かつどう せいじかつどう えいりかつどう えんりょ
 活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。**

(3) 事業所内・外での写真撮影等について(別途規定があります。)

- じぎょうしょ ほいく りょういくじょうひつよう ぱあい こ しゃしん と
**当事業所が保育・療育上必要な場合は、お子さんの写真を撮ることがあります。その場合は、
 ほいく りょういく もくできいがい しよう
 保育・療育の目的以外には使用しません。**
- ほごしゃ こ しゃしんさつえい きぼう ぱあい じぜん しょくいん そだん
保護者さまが、お子さまの写真撮影を希望される場合は、事前に職員にご相談ください。

18 個人情報の取扱い

- こじんじょうほう とりあつか
**個人情報については、「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「門真市個人
 じょうほう ほ ご かん ほうりつしこうさいそく そ たいおう
 情報の保護に関する法律施行細則」に沿った対応をします。**

- センターにおける各部門(通園グループ／地域支援グループ)においてお預かりしている個人情報について、通園における支援に必要と判断する場合、適切な管理の下、各々で情報を共有する場合があります。
- また、門真市及び関係機関に情報提供を要請された場合は、当事業所が支援に必要と判断した場合、情報を提供させていただきます。
- お子さんの記録や情報については、適切に管理し、保護者さまの求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者さまの負担となります。
- 情報提供に係るコピー代：1枚に付き白黒10円、カラー40円、通園証明書：1枚50円とします。ただし、令和7年度より1つの申請に対して10枚までは無料とします。

19 虐待防止及び身体拘束等について

(1) 虐待防止について

- 子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長や発達を損なう行為は、行いません。
(身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等)
- 虐待防止委員会を設置します。
- 子どもに対する重大な権利侵害になる行為に関しては、それを許さず、子どもを守っていきます。
- 虐待が疑われる場合や首から上のケガ、傷等があった場合などは、門真市担当部署や児童相談所等に通告する義務があります。
- 不適切な養育に至らないよう相談があった場合は、専門スタッフとともに、解決に向け一緒に考え、必要な支援を行います。

(2) 身体拘束について

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。万一、お子さんの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者の承諾を得るとともに、期間及び必要性等の記録を行います。
- 身体拘束については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和5年7月 厚生労働省)に基づいて対応します。

(3) 人権の擁護について

- 人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」に基づいて対応します。

- きょうりょくいりょうきかん
- 20 協力医療機関**
- 社会医療法人蒼生会 蒼生病院
かどましおおあざよこち ばんち
門真市大字横地596番地
げか せいけいげ かとう
(外科・整形外科等)
いりょうほうじんもうじんかい せつなんそうごうびょういん
 - 医療法人孟仁会 摂南総合病院
かどましやなぎまち ばん ごう
門真市柳町1番10号
ないか じゅんかんきか せいけいげ か のうしんけいげ か しょうにかとう
(内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)
- 電話番号:072-885-1711
- 電話番号:06-6909-0300

- ていきょう だいさんしゃひょうか じっし
- 21 提供するサービスの第三者評価の実施**
- ねんかん あいだ かいじっし よてい
3年間の間に1回実施する予定です。

じゅうようじこさせつめいかくにんしょ
重要事項説明確認書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

かどましりつ はったつしえん はったつしょう じこべつりょういくじぎょう はな ていきょう
門真市立こども発達支援センターの発達障がい児個別療育事業(HANA)サービスの提供
ほんしりょう おおさかふしてい しようがいじつうしょ しえん じぎょうしゃ していなら していつうしょしえん
について、本資料により「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の
じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゅん さだ じょうれい へいせい ねんおおさかふじょうれいだい ごう
事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第104号)」
だい じょう きてい もと つうしょきゅうふけってい ほごしゃ せつめい おこな
第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者さまに説明を行いました。

せつめいねんがっぴ
説明年月日

れいわ ねん がつ ひ
令和 年 月 日

じぎょうしゃ
(事業者)

門真市立こども発達支援センター共同事業体代表法人

しょざいち
所在地

大阪府門真市北島町12番20号

ほうじんめい
法人名

社会福祉法人 晋栄福祉会

だいひょうしやめい
代表者名

理事長 濱田 和則

印

じぎょうしょめい
事業所名

門真市立こども発達支援センター

せつめいしゃしめい
説明者氏名

印

わたし ほんしりょう もと じょうき じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う
私は、本資料に基づいて上記事業者から重要事項の説明を受けました。

ほごしゃ
保護者さま

じゅうしょ
住所 門真市

しめい
氏名

ぞくがら
(続柄:)

こ なまえ
お子さんの名前

ていきょうかいしょていねんがっぴ
サービス提供開始予定年月日

れいわ ねん がつ にち よてい
令和 年 月 日(予定)

